

令和元・2年度
高崎市公民館運営審議会答申

令和3年3月5日
高崎市公民館運営審議会

— 目 次 —

諮問文	1
答申	
はじめに	2
1 コロナ時代(Withコロナ、Afterコロナ)の公民館活動を模索する	4
(1) オンライン、SNSの活用	
(2) コロナ時代における地域活動の支援	
2 公民館における居場所づくりの実現を図る	6
(1) 世代間交流の場や地域交流の場づくり	
(2) 気軽に足を運べ、集える居場所づくりの工夫	
3 地域づくりを担う人材(ボランティア等)の育成を図る	8
(1) ボランティアの育成	
(2) 地域人材バンクの整備、活用と住民への紹介	
(3) 指導者(地域活動者)研修の充実	
4 公民館運営推進委員会活動の活性化を図る	10
(1) 地域づくりへの協力体制の推進	
(2) 運営推進委員会の委員構成の見直し	
(3) 運営推進委員会の部会の活用	
(4) 地域のニーズ(要望)の把握と地域づくり活動への反映	

5	公民館利用の利便性の向上を図る	12
	(1) 地区公民館の開館時間の延長	
	(2) 使用手続きの改善	
	(3) 新規利用を求める団体・グループ・サークルへの対応	
	(4) 各種情報・資料の提供の充実	
	(5) 施設の緊急利用の備え	
6	公民館職員の専門性の向上を図る	14
	(1) 専門性向上の職場研修の充実	
	(2) 公民館職員の社会教育主事（社会教育士）資格取得の推進	
	(3) 社会教育主事有資格者の公民館への配置の促進	
	むすび	17
	資料	18
	・ 審議会実施報告	
	・ 専門委員会実施報告・委員に関わる公民館行事	
	・ 委員名簿	

令和2年3月6日

高崎市公民館運営審議会
会長 植原 孝行 様

高崎市公民館連絡協議会
会長 小峰 好恵

令和元・2年度高崎市公民館運営審議会への諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について

(理由)

平成27・28年度の公民館運営審議会答申「これからの地域社会に求められる新しい公民館のあり方」は、地域資源の活用や地域の関係団体等との連携をいかにしていくべきか方向性を示すものでした。続く29・30年度には、答申中の「地域資源の活用による地域づくり」について、実際の地域資源調査に基づき、地域の宝をいかに活かしていくべきか提言をいただきました。

中央教育審議会が平成30年に行った「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」では、公民館について、「これまでの公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる」としており、公民館には新しい地域の拠点としての役割が期待されています。

これから人生100年時代を迎えるに当たり、若者から高齢者まで全ての人が元気に活躍し、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要が生じており、地域の社会教育には、住民一人ひとりの生涯にわたる学びを支援するとともに、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりに貢献していくことが求められています。

高崎市の地区公民館は、これまで地域の特色と住民の学習要求に対応した事業を展開してきました。一方で、高齢化に伴う定期利用サークルの解散、ライフスタイルの多様化等の社会状況の変化により、公民館利用者数は年々減少傾向にあります。

そこで、これからの地域社会において、多様な世代の主体的な参画により新しい地域づくりを行っていくための拠点として、公民館がどのような役割を担っていくべきか、また、これまで培ってきた地域との関係やノウハウを生かして、具体的にどのような取り組みを行っていくべきかについてご提言いただきたく諮問いたします。

はじめに

このたび、「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」と題する諮問をいただきました。

「地域づくり」は、公民館制度発足当初(昭和 21 年 7 月)からの主要なテーマであるといえるでしょう。今回求められていることは「新しい地域づくり」に公民館がどのように関わるか、そしてその拠点としての役割をどのように果たしたらよいかということであります。新しい地域づくりが提起されるのは、人口減少社会や地域自治の現状が念頭にあるといえましょう。

地域は、区切られた範囲の土地という意味であり、このことば自体には、それ以上の意味はないと思われます。地域社会と言って、初めて人々の営みを含むことになり、したがって、地域づくりとは「地域社会づくり」の意味でありましょう。そして、多くの人々が住む地域は、人びとの共同や協同があって初めて社会となるといえるのであろうと考えられます。そこに地域自治があって、初めて地域社会が成り立つといえましょう。

現代の地域社会が、かつての地域社会と大幅に異なるのは、住む人々の同質性が稀薄となり、さまざまな(十人十色の)関心事をもち、異なる生活様式、異なる行動様式をとる住民が、一定の地域に暮らしているという点にあるといえます。そのこと自体は、特に問題ではないでしょう。しかし、住民同士の横の連絡や連携が稀薄で、お互いの手助けや関わりを重視せず、近隣者と没交渉の住民が一定区域に多数住んでいることは、地域の課題であるといえましょう。また、そのような地域住民にはややもすると地域に対する帰属意識が薄く、かつ地域社会に対する責任感も薄い例がしばしば見受けられます。

このような、共同性が薄くなり、所によっては無くなったに等しい地域社会を、どのようにしたら共同性のあるものにしてゆくことができるか、住民自治を新たに創るにあたり、公民館はどのような貢献ができるかという点に、今回の諮問の核心があるものと思われます。そこで、公民館の創設、設置の理念をもう一度確認し、地域社会づくりをテーマにした公民館事業の展開によって地域の共同性を深め、さらに協同性のあるものにしてゆく営為が求められと言えましょう。

一口に地域といっても様々です。高崎市に 44 の地域があれば、44 の個性、そしてそれぞれに異なる地域課題があると言ってよいでしょう。(ここでいう 44 の地域は、44 公民館の館区を念頭においています。)

公民館関係者には周知のことですが、公民館の目的は次の 3 点であります。

○公民館の目的

- ・住民のために、実際生活に即する教育、学術、文化に関する各種の事業を行う。

- ・それによって、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る。
 - ・そして、住民の生活文化の振興、社会福祉（社会的幸せ）の増進に寄与することを目的とする。（社会教育法第 20 条）
- これらの目的を実現するための事業として、次の 6 点があげられています。

○公民館の事業

①定期講座を開設すること。②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の諸集会を開催すること。③図書、記録、模型、資料等を備え、住民の利用を図ること。④体育、レクリエーションなどの諸集会を開催すること。⑤各種団体や機関等の連絡・提携を図ること。⑥公民館施設を住民の利用、公共的利用に提供すること。（社会教育法第 22 条）

これは、1) 主催事業（共催事業を含む）の開催、2) 各種団体・サークルへの援助（団体活動・運営についての相談、指導も含む）、3) 住民への施設提供の、3つに分けることができます。これらのことについては、公民館関係者は精通されていることであり、そのことを踏まえて、日々、地域で住民の学習活動支援や地域社会形成支援に尽力されておられます。それは、毎年、公民館職員の方々が編集、発行されている『高崎市の公民館』を見れば、その尽力ぶりが明らかです。審議会において委員から「高崎市の公民館は、少数の職員体制で、よくここまで活動が行われていますね。」という発言がしばしば聞かれます。

高崎市の公民館事業には、ライフアップ推進事業、キャリアデザイン支援事業、地域づくり支援・ボランティア養成事業、図書ボランティア活動支援事業等があり、日々各館で研究・努力が重ねられています。そして、年々のその蓄積は誇るべきものがあります。

令和 2 年春から、世界的に新型コロナウイルスが蔓延し、わが国の市民生活にも大きな影響を与えています。地域で住民が共同で活動することが難しくなっており、人びとの共同を基本とする公民館活動には大きな打撃です。人と人が会合をもち、接触することがままならない社会状況に直面し、オンラインを活用した人と人との接触も求められています。そのような事態に直面し、公民館活動はそのあり方の面で、新たな理念、手法が求められていると言ってよいでしょう。

私たち公民館運営審議会は、「公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」（社会教育法第 29 条）合議体です。20 人の委員が、それぞれの経験や見識を持ち寄って、諮問テーマについて協議しました。その協議内容を、六つの項目に整理し、「このようなことを公民館で工夫し実践してほしい」ということを以下に提案します。

なお、この答申は、平成 27・28 年度答申「これからの地域社会に求められる新しい公民館のあり方」に近接するテーマであり、すでに関連する提案も行なわれていますので、併せてお読みになり、参考にさせていただくことをお願いします。

1 コロナ時代(With コロナ、After コロナ)の公民館活動を模索する

インターネットの普及により、公民館の情報提供に、紙媒体のみでなくオンラインを活用していこうという声はこれまでも聞かれました。令和2年春から、新型コロナウイルスの急速な蔓延によって、市民・住民が親しく集うことが難しくなったことを契機に、各地の公民館で、公民館講座の動画配信等が行なわれ始めています。オンラインやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・システム)を活用した公民館事業、諸活動が急に現実のものになりつつあります。

人びとが密接に接触できなくなった時代にあって、SDGsの理念をどのように現実のものにしてゆくか、コロナ時代の公民館活動をどのように展開するか、真摯な模索が求められます。

(1) オンライン、SNSの活用

提案1 オンライン講座や動画配信の活用

講座の開催にあたっては、内容や対象に応じて最適な開催方法を検討しましょう。感染症対策を講じながらの「集合型講座」、自宅に居ながら受けることができ、また双方向でのやり取りも可能な「オンライン講座」、講座の動画を一時停止したり、繰り返し観たり、受講者のタイミングで視聴することができる「動画配信」など、それぞれの特性を生かした方法で講座を開催することにより、これまで以上に利用者の幅を広げ、利用のしやすさにつながっていきます。場所や時間の制約にとらわれない、柔軟な取り組みが可能となるでしょう。

提案2 オンライン講座等を行うための技術の習得

オンライン講座の開催には、技術が必要となります。職員向けの研修の機会(情報セキュリティや著作権・肖像権等も含めて)は必須となるでしょう。同時に、パソコンやスマートフォン等の利用が苦手な地域住民に対してのわかりやすい説明やスマートフォン講座、LINE(ライン)やZoom(ズーム)の使い方講座等もあわせて行う必要があります。こうした分野に長けている住民がいれば講師を依頼するなど、住民同士の学び合いの場が生まれることも期待します。

オンライン講座の開催や動画の制作などが一公民館で難しい場合には、横のつながりを大切にして、市内の公民館や児童館等との共同事業を考えてみましょう。

提案3 利用者にとって利用しやすい事業の工夫

例えば、さいたま市では「e 公民館（おうちこうみんかん）」として「いつでもどこでもどなたでも」をキャッチフレーズに、市内全ての公民館 60 館で作成した様々な動画を順次配信しています。内容が充実しているだけでなく、同じホームページ上に見やすく整理されていて、気になる講座のタイトルから簡単にアクセスがしやすいという点も参考になります。高崎市の公民館でも動画の活用は始まっていますが、情報提供の方法やアクセスも含めて、利用者にとって利用しやすいかという視点が一番大切になるでしょう。

提案4 学習資源となる動画の作成

動画は、撮影や編集には手間がかかりますが、一度作成すればこの先も長く活用ができる学習資源となることから活用を図りましょう。インターネットでの視聴に限らず、DVD 等に収録し、公民館や図書館等で貸し出すという利用方法も考えられるでしょう。例えば、子ども向けの内容については、学童保育等での活用も期待できるのではないのでしょうか。

地域のみんなで、歌詞のワンフレーズずつを考えて持ち寄り、それに合わせてオリジナルの体操を考えた自治体もあります。世代を越えた参画型の映像は、大変興味深い取り組み事例の一つです。

提案5 SNS を公民館活動に活用する

他市の公民館で LINE の公式アカウントを運用しているところもあります。SNS を活用することで、公民館だよりの配信だけでなく、地域課題の把握や開催してほしい講座に関するアンケートなども取りやすくなるでしょう。気になる学習内容のキーワードをチェックしておけば、お知らせが届くというシステムなども役立ちます。教えることができる人材の発掘やボランティアの登録などにも有効でしょう。個人情報取り扱いなど注意すべきことはありますが、これからの時代においては必要な方法の一つと考えられます。

現代の情報化社会には、すでに様々な動画や講座が溢れているのも事実です。ですから、公民館が開催する講座は何でも良いのではなく、地域住民の課題やニーズに合うものを提供することに大きな意味があると言えます。

提案6 公民館のオンライン環境の整備

オンライン講座等が実施できる環境の整備をしましょう。住民が公民館に集うことができない状況においても学習機会の提供ができるよう、公民館にオンライン講座等が可能なインターネット環境や機材を整備することが求められま

す。予算もかかることですから、機材については、例えば公民館同士での共有も含めて検討する必要があるでしょう。

(2) コロナ時代における地域活動の支援

提案7 住民のオンラインや SNS での地域活動の支援

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域活動やそのための会議を行うことが難しくなっています。地域住民が、オンラインや SNS で意見交換・情報発信ができるような環境づくりを支援することが望まれます。

提案8 人と人をつなぎ、地域活動を支える公民館活動の推進

SDGs が掲げる「誰も置き去りにしない」という普遍的な目標（理念）は、これまでの公民館活動にも存在してきました。それは地域に根差して行われてきたことで、活動の内容も工夫された素晴らしいものばかりです。その誇りと自信を持って、新たな時代においても、どのようにしたらできるかという前向きな思考で、知恵を出し合い、その方法を探ってほしいと願っています。

SDGs の 17 番目の目標は「パートナーシップで目標を達成しよう」です。コロナの影響によって直接的な人との関わりが減り、社会の誰もが不安を感じて過ごしたこの 1 年は、地域のつながり、人とのつながりについても考える時間になったのではないのでしょうか。今までも、そしてこれからも、地域に住む人と人をつなぎ、地域の活動や行事を支えていくことができる、公民館の持つ可能性はとても大きいと考えます。

※SDGs…持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2030 年までに達成を目指す 17 の目標があり、これらの達成には、社会教育・成人教育の果たす役割が大きいと言われています。

2 公民館における居場所づくりの実現を図る

公民館は、かつて地域の茶の間といわれていました。行事が無くても気軽に立ち寄り、人びとが交流できる場として機能していました。公民館には、創設以来そのような機能が求められてきたということでしょう。

地域社会の人間関係が稀薄となってきた現代にあって、世代をこえて気軽に人びとが交流できる場が求められています。

(1) 世代間交流の場や地域交流の場づくり

提案9 地域資源の活用による地域づくりの推進

世代をこえた人びとが、わが町の地域資源を調査したり、それを活用したりしていく過程で、学ぶ喜びを体験し生きる喜びにつなげ、その中で世代間の交流を図り、相互の信頼感が育まれていく機会や場を積極的に設けることを提案します。平成29・30年度高崎市公民館運営審議会提言「地域資源の活用による地域づくりへの提案」を念頭においています。この手法は今後、大いに活用してください。

提案10 人的資源を活用した地域交流の促進

地域の人的資源の活用を提案します。例えば、体づくり、食事づくり、遊び方の工夫、あるいはスマホの習得等、学びの場を企画し、その活動をサークル活動につなげていく。またそれらを習得した人びとが、次は指導者になって地域内のグループや小学校、地域外の公民館に指導に出向く。そのような交流が既に高崎市でも見られます。この傾向を増やしてゆくことが望まれます。家庭内虐待、独居老人の孤独、若い世代の孤独などが社会的な関心事になっています。上記の取組みは、そのような事態の解決の糸口にもなると考えられます。

提案11 三世代交流宿泊事業の実施

少子高齢化が進行しています。世代ごとの生活により、三世代が一緒に暮らす生活様式が減少し、親子だけでの暮らしが一般化し、ひとり親家庭も増えています。公民館が中心となり世代間交流のための三世代交流宿泊事業（お泊り行事）を行うことを提案します。それにより、世代間の交流、ひいては地域交流の促進を図ることができるでしょう。公民館を会場にしての実施が難しければ、宿泊施設等を利用してもよいでしょう。日々、習い事や学習塾通いに追われている子どもには、お泊りによる息抜きとなり、他世代との交流により、明日への活力にもなると考えられます。

(2) 気軽に足を運べ、集える居場所づくりの工夫

提案12 気軽に足を運べ、集えるロビーなどの工夫

現状、すべての公民館に広いロビーを設けることは難しいでしょう。限られた面積、空間ですが、人びとが気軽に足を運べ、集える場所づくりを工夫してみてください。例えば、会議室やホールなどを、曜日や時間帯を限ってロビーとして活用するなど一つの方法です。

提案13 誰でも利用できる自由な空間（場）をつくる

公民館施設の一部を、事前の使用申請をしなくても利用可能とすることで、より開けた施設提供ができるでしょう。自由に使用できるテーブルを置き、簡単な飲食も可能とし、屋外に臨時のテラス(露台)を設置することなどにより、より多くの住民が利用しやすくなります。

そこに心あたたまる音楽を流すのもよいでしょう。現に、地区公民館には、玄関の扉を開けると、音楽が流れているところがあり、癒しの雰囲気を感じさせます。また、そこで、カウンセリング（心の相談等）に精通したボランティアが、自然のうちに話し相手になるという方策をとれば、そこに来た人にとって、心地よい居場所になるでしょう。特に、孤独な人がぶらりとやってこられる空間として位置づけることもよいでしょう。

3 地域づくりを担う人材(ボランティア等)の育成を図る

地域づくりを担う人材には行動力、発想の柔軟性、コミュニケーション能力、イベント（事業）の企画・立案能力、運営能力、そして異なる意見の調整(コーディネート)能力などが求められます。そして、相手の気持ちにそって考えたり行動したりする力も必要でしょう。

これからの地域社会には、地域の一員として思考し、活動できる人材を確保し、育てることが、地域の「社会力」を育てるために重要です。地域の「社会力」向上が求められるなか、地域づくりを担う人材の育成、強化は喫緊の課題といえるでしょう。

(1) ボランティアの育成

提案14 地域づくりボランティア養成講座の開設

各公民館で、具体的なボランティア活動につながるような体系的なボランティア養成講座に積極的に取り組んでください。そのために、中央公民館は、地区公民館に対して、関連情報や方法の支援をしてください。また、市役所の関係部局と共同でボランティア育成に取り組むことも考えられます。

養成講座終了後は、リーダー研修、スキルアップ研修、あるいは先進事例研修(ケース・スタディ)などを継続的に開催することが必要です。

提案15 高齢者のボランティア活動への参画の促進

ボランティアを育成する中で、豊かな知識と経験をもち、地域での信頼もある高齢者の方々に活動に参画していただき、地域づくりの一翼を担っていただくことが望まれます。ボランティア養成講座には、そのような観点も必要となるでしょう。

提案16 若者を対象としたボランティア体験事業の実施

将来、地域社会を担う若者を対象としたボランティア体験事業を実施することを提案します。例えば、高校生をリーダーとした小中学生のための夏季キャンプ活動や小中学生を対象とした地域活動の実施です。若いうちに、地域ボランティア体験をすることは、成人したのちに地域活動をするときの大きな力となるでしょう。

(2) 地域人材バンクの整備、活用と住民への紹介

提案17 地域づくりボランティアの登録と活用

ボランティア養成講座終了後は、その人材を登録して、活動してもらえる地域人材バンクなどの仕組みを整えましょう。また、その登録情報を、他の公民館と共有して活用してください。

提案18 地域の人材の掘り起し

地域にはすぐれた学識・技術・技能をもち、また各方面の人脈に通じた人材が多数住んでいます。そういった住民と連携し、地域人材バンクの充実を図り、公民館事業の企画に携わってもらい、あるいは、テーマによっては講師や助言者などを担ってもらい、活動を提案します。

提案19 団体や住民との連携による地域人材の活用

利用団体との連携をさらに深め、そのリーダーと定期的に会合を持つなどし、公民館利用者の意見・要望の吸収に努めるとともに地域人材としての活用を図ることを提案します。また、公民館利用者以外の地域住民にもいろいろな機会を通じて、人材の推薦を依頼するなどし、幅広い人材の把握に努められることを提案します。

(3) 指導者(地域活動者)研修の充実

提案20 地域活動から新たな地域社会像を展望する研修の実施

地域で活動している人向けの研修として、自分たちの地域の現状を整理した

り、自分が携わってきた事例について語り合ったりする方法をおすすめします。自分たちが取り組んできた体験、経験を幾つかの視点から分析・整理し、新しい地域社会像を思い描く（構想する）ことが求められます。新たな地域を創造するために模索、展望する研修を積み重ねられることを提案します。

提案21 関係機関と連携して人材育成を図る

地域づくりを担う人材の育成にあたって、NPO や市民活動団体等が蓄積してきた実践方法に学ぶことは意義があります。また、近隣の大学・専門学校・高校、社会教育施設などにおける関連の専門家や実践者の協力を得ることも大事です。そのような機関・団体と連携をしながら人材育成を図ることを提案します。

提案22 誰もが活躍できるボランティア活動の推進

ボランティアを育成し、活動していく過程では、ボランティア集団の中にグループができ、そのグループの了解を得ないと全体の活動が進まなくなってしまうようなケースがあります。

地域のボランティア活動は、個人の生き甲斐充足が基本となりますが、それだけではボランティアの本来の役割を果たすことができません。意見の異なる人々、自分と違った価値観の人々とも協同して活動するというような社会性をもった活動をするところに、地域活動の価値があるといつてよいでしょう。

地域で活動する人への研修では、一部の人が長年リーダーを続ける現象にも注意し、多くの人にリーダー体験をしてもらいましょう。そのようなところに地域づくりの要点があるといつてよいでしょう。

4 公民館運営推進委員会活動の活性化を図る

地区公民館には「公民館運営推進委員会」が設置されています。その職務は、館長の求めに応じ、「公民館における事業の企画実施について調査、審議するとともに公民館運営に協力する」と定められています。（高崎市公民館運営推進委員会要綱第2条。以下、要綱という。）公民館が地域づくりの拠点としての役割を果たすため、委員会の機能をじゅうぶんに発揮できるよう、委員の構成や運営方法などに一層の工夫が求められます。

(1) 地域づくりへの協力体制の推進

提案23 地域づくりのビジョンをつくる

各公民館は、運営推進委員会を起点として、地域づくり活動協議会をはじめとした地域団体や有志と連携して「わが町」「わが地域」の地域づくりのビジョン(あるべき姿)をつくることを提案します。

その場合、網羅的で抽象的なあるべき姿ではなく、小規模で、具体的なことを取り上げることを提案します。工夫や努力をすれば1、2年で実現しそうな課題を設定することが望ましいです。そして、1年2年の短期間の地域づくりの積み重ねを継続することが望まれます。

(2) 運営推進委員会の委員構成の見直し

提案24 委員の構成や選任方法の見直し

運営推進委員会の委員構成は要綱第3条に定められていますが、活動の活性化を図るためには機動性の高い委員構成を積極的に導入することが必要です。そのため、地域の役職に関わらず、その地域に居住する各種の人材にも運営推進委員会活動に参加、活動してもらう手だてをとることを提案します。

(3) 運営推進委員会の部会の活用

提案25 運営推進委員会の部会の活用

要綱第7条には運営推進委員会には部会を置くことができるとされています。この部会を活用し、活動することを提案します。特に、要綱第7条第2号には、地域おこし部会が位置づけられていることから、これの設置、活発化が焦眉の課題といえるでしょう。

さらに、要綱第7条第6号によると、各地の状況や必要に応じて、その公民館の必要に応じて、独自の部会を創設することができることになっています。この規定を大いに活用しましょう。

部会の活動やそこでの知見を運営推進委員会に報告し、公民館の事業実施計画に反映させる手立てをつくることを提案します。

(4) 地域のニーズ(要望)の把握と地域づくり活動への反映

提案26 地域のニーズ(要望)を把握し地域づくりに生かす

地区公民館は、地域づくり活動協議会と日ごろから密接な連携をとっていま

す。「地域づくりの拠点としての公民館」を構想するうえで、地域づくり活動協議会との日常的な連携（相互の情報提供、協議等）は重要です。

各種の社会教育施設がありますが、教育基本法に明示されているのは、公共図書館、博物館、公民館の三館です。公共図書館は図書資料の活用を、博物館は博物資料を基本においています。公民館は、地域社会の活性化を基本にしている社会教育施設であるといつてよいでしょう。

社会教育活動、殊に公民館活動は、地域社会、地域住民の暮らしの中に生じる地域課題、暮らしの課題を集団活動、学習活動をとおして解決してゆこうという趣旨です。（この点が、同じ教育という言葉を使いますが、学校教育と基本的に異なる点でしょう。）

したがって、地域づくり活動協議会等との連携には、地域のニーズ(要望)の把握と地域づくり活動への反映があつて初めて意義が生じてきます。そのような社会教育の手法を大事にしつつ地域づくりに取り組むことが望まれます。

5 公民館利用の利便性の向上を図る

少子高齢化、人口減によって、全国的に公民館利用者は減少、また、かつてのような若年層の利用が少なくなっています。かつて、公民館は、働く青少年のたまり場であったといひます。公民館は、住民から身近な社会教育施設として大きな期待が寄せられています。その期待にこたえるために、施設利用の利便性の向上が求められます。施設利用の利便性向上は公民館本来の目的実現とともに、利用人員の増加にもつながります。

(1) 地区公民館の開館時間の延長

提案27 地区公民館の開館時間の延長

高崎市の公民館の開館時間は、高崎市公民館規則第2条により、中央公民館、倉渕公民館、箕郷公民館、新町公民館、榛名公民館、吉井公民館は、午前9時から午後10時まで、地区公民館は午前9時から午後9時までとなっています。

住民が仕事を終えた後、平日に、学習会や会合などで地区公民館を利用する場合、開始が午後7時ころからとなる場合が多く、学習会や集会終了後、後片付けの時間などを考慮すると集会時間が2時間に満たず、会合内容が未消化に終わるケースが多々見受けられます。

住民の地域活動を促進するうへから、地区公民館の開館時間を1時間延長し、

午後 10 時までとすることを提案します。開館時間が延びれば、若い世代の利用も増えることが期待できます。

提案28 平日夜間、土・日曜日における事業の増設

現在、公民館で行われている事業は、中高年を対象としたものが多いように見受けられます。したがって、平日昼間の事業開催が多いようです。もちろん、勤労者や子どもを対象とした公民館事業も週末・休日等に行なわれています。

公民館の職員が少ない中で、大変な面もあろうかと思われませんが、若者（高校生・大学生・勤労者）対象の事業を企画して、平日の夜間、休日等の開催を増やすことを、積極的に促進されることを提案します。

（２）使用手続きの改善

提案29 使用手続きの改善、ネットによる申し込みの実現を図る

現在、公民館を利用する場合、電話で仮予約した上で公民館の窓口にて、使用する 3 日前までに「使用申請書」を提出し、許可を得ることになっています。公民館から遠くに住んでいる、仕事の関係で公民館の窓口時間帯に申し込みに行けないなど、申し込みのたびに公民館窓口に行くことが難しいケースもあります。公民館の利用を促進するために、ネットによる使用申し込み手続きを可能にするなどの改善を提案します。

（３）新規利用を求める団体・グループ・サークルへの対応

提案30 新規利用希望団体への円滑な対応を図る

近年、これまで公民館を利用していなかった団体・サークルも公民館利用を希望する動向が見られます。住民の円滑な利用が図られるよう、具体的な方針を、準備することを提案します。また、施設提供検討委員会（仮称）などを設置することにより、新しい施設利用希望者に、常に円滑に対応できるようにすることも一案です。

（４）各種情報・資料の提供の充実

提案31 館内での情報・資料の提供の工夫

住民の学習意欲を高めるために、公民館は各種の情報・資料を積極的に収集し、住民に提供していくことが望まれます。

各公民館で住民への情報・資料提供を行っていますが、大半の公民館は掲示や

展示のスペースとなるロビーや展示室などが十分に整備されているとは言えません。限られた空間で、展示の方法や内容を工夫することが必要です。また、郷土資料等を展示することで地域に対する関心を高め、理解を深めることができることから、そのための工夫も求められます。工夫の一つとして、公民館図書室の活用を提案します。

提案32 公民館だよりへの地域情報の掲載

公民館だよりは、地域住民への広報手段として各館がそれぞれ工夫して作成していますが、さらに工夫をこらし、楽しめる紙面づくりを目指すことが望まれます。公民館の活動内容のほかにも、地域のニュースや人物、スポットなど、地域の人を知りたくなるニュースを掲載することで、さらに興味を持たれる紙面になると考えます。

(5) 施設の緊急利用の備え

提案33 災害時の緊急対応の準備

地震や大型台風の襲来を念頭に、公民館の緊急避難所としてのさらなる機能の充実が望まれます。施設面での充実とあわせて、避難所運営訓練などの緊急時対応体験事業の開催により地域の防災力の向上を図ることを提案します。

6 公民館職員の専門性の向上を図る

公民館が新しい地域づくりの拠点として機能するためには、その機能の向上を図るため、公民館職員にさらなる専門性の向上が求められます。そのためには、懸案のテーマに即した実践的な職場研修を充実させることや、公民館に社会教育の基礎知識をもった社会教育主事有資格者を配置することが考えられます。

(1) 専門性向上の職場研修の充実

提案34 地域づくりのために必要な知識・技術を身につける研修の実施

地域づくりをテーマとした学級・講座の運営に関する知識・技術（地域分析⇒企画⇒実施⇒評価⇒次の企画など）を身につけるための研修や、集団運営のための知識・技術（集団運営上のリーダーシップやフォロワーシップの涵養など）を身につけるための研修を、きめ細かく行なうことを提案します。

提案35 住民主体の講座運営を推進するための研修の実施

住民を企画委員とし、住民が主体的に地域づくりをテーマとした学級・講座を運営し、その自己評価ができるような事業をコーディネートするための理念・知識・技術を身につけるための研修を行なうことを提案します。

提案36 公開事業を用いた研修の実施

地域づくりをテーマとした公開事業を行ない、見学した職員同士の意見交換や事業の振り返りができる研修機会を設けることを提案します。あるいは、地域づくりをテーマとした試験事業（パイロット事業、水先案内事業、あるべき方向を模索する事業）を研修として試みることもよいでしょう。

※公的社会教育の関係者の間では、これまで、「学級」は学習者(住民)が学級の企画や運営に積極的に関わる学習活動の場合を、「講座」はある一定の事柄やテーマについて体系だって学ぶ学習活動の場合に用いてきました。ちなみに、語学、料理、パソコン、その他技術的なことを習得する場合は、「教室」と言い習わしてきました。

(2) 公民館職員の社会教育主事（社会教育士）資格取得の推進

提案37 社会教育主事講習への職員派遣の充実

社会教育法第28条の2の趣旨（公民館職員の研修）により、より多くの公民館職員が社会教育主事講習等を受講できることが望まれます。

現在、高崎市では、公民館職員を計画的に国立教育政策研究所社会教育実践センター(東京都台東区上野)開設の社会教育主事講習に派遣しています。これの充実を、さらに図ることを希望します。

提案38 公民館職員の社会教育主事（社会教育士）取得の支援

希望する公民館職員が、高崎経済大学や群馬大学等の社会教育主事（社会教育士）養成課程を科目等履修生として職専免にて履修でき、社会教育の専門的力量を開発し、資格が取得できるようにすることを提案します。（県内では高崎経済大学、群馬大学、東京福祉大学で社会教育主事養成課程を設置しています。）

(3) 社会教育主事有資格者の公民館への配置の促進

提案39 社会教育主事有資格者の公民館への配置の促進

高崎市職員の社会教育主事有資格者を、公民館職員として配置することを求めます。高崎市には、社会教育主事有資格者が、他の行政部署に多く勤務してい

ます。これらの有資格職者で公民館勤務を希望する職員を公民館に配置して、その専門的力量が発揮できるような措置をとることを提案します。

提案40 社会教育主事有資格者への社会教育主事の発令

社会教育主事有資格の公民館職員には、社会教育主事の発令を行ない、高崎市における大局的社会教育の知見を開発するように促すことを求めます。

むすび

私たち令和元年度・2年度公民館運営審議会は、高崎市公民館連絡協議会からいただいた諮問について、検討した結果、以上、意見具申（答申）します。

つきましては、公民館連絡協議会では、これらを検討していただき、実現可能なものから順次、実施、推進されることを希望します。また必要に応じ、関連の行政部局と協議して、意見具申内容を実現されることを要請します。

これらの提案について検討され、実施の見通しについては、令和4年3月の審議会までにご回答くださるよう要請します。

高崎市は、昭和40年台から、小学校区ごとに地区公民館を設置する努力をしてきました。今後も市内全域に、一小学校区一公民館の体制を目ざしつつ、公民館活動を充実させ、新しい地域社会の基盤をつくり、公民館事業の重点テーマ「心豊かな活力ある人づくり、地域づくり」の実現につながることを希望します。

令和元・2年度 高崎市公民館運営審議会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第1回	令和元年 7月24日(水) 午後3時 ～4時12分	高崎市 中央公民館 第1集会室	1 委嘱状交付 2 会長、副会長の選出について
第2回	9月25日(水) 午後1時30分 ～3時15分	高崎市 中川公民館	中川公民館の取り組みについて
第3回	10月18日(金) 午後1時30分 ～4時	高崎市 文化会館	西部ブロック公民館研究集会 兼 高崎市公民館研究集会へ参加 記念講演「未来を担う子どもたちのために ～これからの地域社会と公民館の役割～」
第4回	令和2年 2月12日(水) 午前10時 ～11時35分	高崎市 久留馬公民館	久留馬公民館の取り組みについて
第5回	3月6日(金) 午後1時30分 ～3時5分	高崎市 中央公民館 第1集会室	1 令和元・2年度諮問について 2 令和元年度高崎市公民館事業実績報告・審議
第6回	7月29日(水) 午後1時30分 ～3時5分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 委嘱状交付 学校教育関係者1名 社会教育関係者1名 学識経験者1名 2 令和元・2年度答申について 3 専門委員会の設置について
第7回	9月30日(水) 午後2時30分 ～4時7分	高崎市 吉井公民館	1 吉井公民館の取り組みについて 2 令和元・2年度答申について
第8回	10月27日(火) 午後1時30分 ～3時30分	高崎市 中央公民館 集会ホール	高崎市公民館研究集会へ参加 記念講演「Co-Minkan (こうみんかん) で、地域で楽 しく暮らそう」
第9回	令和3年 2月5日(金) 午後1時30分 ～3時31分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 令和元・2年度答申審議 専門委員による答申作成についての協議
第10回	3月5日(金) 午後1時30分 ～3時30分(予定)	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 高崎市公民館長任命に関する意見聴取 2 令和2年度高崎市公民館事業実績報告・審議 3 令和元・2年度答申

専門委員会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第1回	令和2年 8月26日(水) 午後1時30分～3時35分	高崎市 中央公民館 第2集会室	答申作成について
第2回	10月14日(水) 午後1時30分～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	答申作成について
第3回	令和3年 1月13日(水) 午後1時30分～3時10分	高崎市 中央公民館 第2集会室	答申作成について

委員に関わる公民館行事

開催日	会議・事業	場 所
令和元年 5月24日(金)	群馬県公民館連合会総会及び研修会	前橋市中央公民館
8月22日(木) 8月23日(金)	第41回全国公民館研究集会 兼 第59回関東甲信越静公民館研究大会栃木大会	宇都宮市文化会館ほか
8月28日(水)	群馬県公民館連合会公運審部会総会	高崎市中央公民館
11月18日(月)	第36回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会研修会 兼 北部ブロック研究集会	片品村文化センター
令和2年度 5月14日(木)	群馬県公民館連合会総会	書面開催
8月28日(金)	群馬県公民館連合会公運審部会総会	高崎市中央公民館
11月19日(木) 20日(金)	第42回全国公民館研究集会 兼 第60回関東甲信越静公民館研究大会千葉大会	書面開催

令和元年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
1	相模 透	高崎市小学校長会（高崎市下里見小学校長）	

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
2	吉井 良肇	公益社団法人高崎青年会議所	
3	瀬間 宏一郎	高崎市PTA連合会常任理事	
4	串田 昭光	高崎ユネスコ協会長	

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
5	小屋 美香	育英短期大学教授	
6	綾部 園子	高崎健康福祉大学教授	

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
7	中島 輝男	高崎市議会教育福祉常任委員長	
8	飯野 茂	高崎市区长会副会長	
9	山崎 紫生	文科創生研究所代表	
10	森 周子	高崎経済大学教授	
11	小見 勝栄	学童クラブ園長、元教育委員長	副会長
12	植原 孝行	立正大学講師、元群馬大学講師	会長
13	戸塚 光久	倉渕地区選出委員	
14	山口 堅二	箕郷地区選出委員	
15	中司 恵理	群馬地区選出委員	
16	丸茂 ひろみ	新町地区選出委員	
17	岡田 文男	榛名地区選出委員	
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
19	柴山 益子		
20	三澤 憲一		

令和2年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
1	笠原 健志	高崎市小学校長会（高崎市八幡小学校長）	

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
2	吉井 良肇	公益社団法人高崎青年会議所	
3	星野 雅代	高崎市PTA連合会副会長	
4	串田 昭光	高崎ユネスコ協会長	

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
5	小屋 美香	育英短期大学教授	専門委員
6	綾部 園子	高崎健康福祉大学教授	

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
7	清水 明夫	高崎市議会教育福祉常任委員長	
8	飯野 茂	高崎市区長会副会長	
9	山崎 紫生	文科創生研究所代表	
10	森 周子	成城大学准教授	
11	小見 勝栄	学童クラブ園長、元教育委員長	副会長 専門委員
12	植原 孝行	立正大学講師、元群馬大学講師	会長 専門委員
13	戸塚 光久	倉渕地区選出委員	専門委員
14	山口 堅二	箕郷地区選出委員	専門委員
15	中司 恵理	群馬地区選出委員	専門委員
16	丸茂 ひろみ	新町地区選出委員	専門委員
17	岡田 文男	榛名地区選出委員	専門委員
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
19	柴山 益子		専門委員
20	三澤 憲一		専門委員